

ドイツ会計・税務ニュースレター

第 36 回 税務

オンラインイベントの VAT 課税に係る通達

2024 年 7 月

はじめに

連邦財務省（BMF）は 2024 年 4 月 29 日の通達¹で、オンラインストリーミングサービスやオンデマンド配信の付加価値税（VAT）上の取扱いを明確にしました。

※ 本稿は、Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）が作成したものを、和訳・編集したものです。原文（ドイツ語）は[こちら](#)をご参照ください。

Contents

- ・ 背景
- ・ オンデマンド配信の場合
- ・ ライブストリーミングの場合
- ・ 代理人によるサービスの提供
- ・ 複合サービスの場合の判定基準
- ・ 適用時期と本通達による影響

背景

芸術、文化、科学、教育、スポーツ、エンターテインメント等、様々なイベントがインターネット回線を利用して配信されています。

ドイツ付加価値税法（UStG）において、芸術・文化関連のイベントや教育サービス²、および医療サービス³は、社会政策上の理由から免税とされています。本通達では、これらのイベントをライブストリーミングやオンデマンド配信で提供した場合の付加価値税法上の取扱いを示しています。

オンデマンド配信の場合

ここでのオンデマンド配信とは、サービス提供者が事前に開催されたイベント等のコンテンツをインターネット等で配信し、受信者が特定又は任意のタイミングでコンテンツを個別に閲覧する形態を指します。

通達によると、付加価値税の免税措置や軽減税率（7%）は、オンデマンド配信には適用されません。改正された付加価値税法適用令（UStAE）では、この点について次のように述べています。

¹ [参照ページ](#)

² UStG 第 4 条 20 項、21 項、22 項

³ UStG 第 4 条 15a 項

「教育サービスは、リアルタイムのインタラクティブなライブストリーム機能を利用して、『オンサイト』イベントと並行して、またはその代わりに提供することもできる。一方、学習アプリや学習プラットフォームで提供される、予め録画されたレッスンやオンライン演習、フィードバックが自動的に生成されるオンラインテストの配信は、免税の対象外である。」

オンデマンド配信が個人に提供される場合、サービスの提供場所（課税地）は受益者の居住地となるため⁴、顧客データを正しく収集することが非常に重要となります。受益者がドイツ国内に居住している場合には標準税率（19%）の対象となります。他の EU 加盟国に居住している場合は、当該居住国での申告又はワンストップショップ（OSS）の適用可否を検討することになります。

ライブストリーミングの場合

オンデマンド配信とは対照的に、要件を満たした教育サービスがオンサイトイベントと並行して、またはその代わりにライブストリーミング機能を利用して提供される場合には、免税取引の対象となります。芸術・文化関連のイベントや医療サービスについても同様です。

これらのサービスが個人に提供される場合、サービスの提供場所（課税地）は、2025 年 1 月 1 日以降は、受益者の居住地に変更される予定です。本改正までは、引き続きイベントの開催地が課税となります⁵。

代理人によるサービスの提供

イベントの主催者以外の事業者が、自己の名義で、主催者の為にライブストリーミングやオンデマンド配信に関与した場合、当該サービスはイベントの主催者によって提供されたものと見なされます⁶。この場合、付加価値税の免税または軽減税率は、イベントの主催者が独自にサービスを提供する場合と同様に適用されます。

複合サービスの場合の判定基準

連邦財務省は、ライブストリーミング（インタラクティブ機能の有無は問わない）とオンデマンド配信を組み合わせた場合の付加価値税法上の取扱いについても見解を示しています。この場合、事業者が受益者に対して複数の独立したサービスの提供を行っているのか、それとも単一のサービスの提供を行っているのかを判断するためには、一般的な消費者の視点を考慮して、取引の性質を決定しなければなりません。

通達では、ライブストリーミングとオンデマンド配信を組み合わせ、統合的なサービスとして提供する場合には、報酬を個々のサービスに分割せず、サービス全体に対して標準税率が適用されるべきとしています。

⁴ UStG 第 3a 条 5 項 2 号 3 文

⁵ UStG 第 3a 条 3 項 3a 号

⁶ UStG 第 3 条 11 項、11a 項

一方で、オンデマンド配信が、ライブストリーミングに対するオプションとして追加料金の支払いにより提供される場合には、両者は2つの独立したサービスと見なされます。この場合、オンデマンド配信はあくまで副次的なものに過ぎません。特に、技術的な質問を講師に直接尋ねることができる教育サービス等の場合、この区別は重要になるでしょう。

適用時期と本通達による影響

本通達は、原則として進行中のすべての業務に適用されます。ただし、2024年6月30日までの経過措置が認められており、これ以前に実施されたサービスについては、対象外となります。

これまで教育サービスのオンデマンド配信に付加価値税を課していなかった事業者は、通達に従い顧客への請求内容を見直す必要があります。仮に、既に本通達と異なる内容で契約を締結したサービスが2024年7月1日以降も提供される場合、顧客に対し付加価値税分の請求を行うことには困難が予想されます。オンラインサービスに対する免税措置の不適用が、一部のビジネスモデルの障壁となる可能性があります。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG（グラントソントン・ドイツ）では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士（日本）

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。